

## 富山県所有者のいない猫の不妊去勢手術推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、所有者のいない猫の不妊去勢手術推進事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 所有者のいない猫 地域に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 動物愛護推進員 富山県動物愛護推進員設置要綱に基づき、知事の委嘱を受けた者をいう。
- (3) 町内会等 一定の地域に居住する住民で組織する町内会、自治会等をいう。
- (4) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (5) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (6) 地域猫活動 その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、エサやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域ルールに基づいて適切に飼育管理することをいう。

### (補助金の交付等)

第3条 知事は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法第105号）の趣旨に基づき、所有者のいない猫の減少及び人と動物との共生する社会の実現を図るため、次の各号に掲げる事業を対象とし、所有者のいない猫の不妊手術又は去勢手術（以下「不妊・去勢手術」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 所有者のいない猫の繁殖制限を推進するため、不妊去勢手術や譲渡活動等を行う事業（以下、「所有者不明猫繁殖制限事業」という。）
- (2) 所有者のいない猫を地域の理解と協力を得て、地域猫活動を行う事業（以下、「地域猫活動推進事業」という。）

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げる者を対象とする。

- (1) 動物愛護推進員
- (2) 県内（富山市を除く。）の町内会等の長

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、富山県内（富山市を除く。）の所有者のいない猫への不妊・去勢手術の実施に直接必要な経費とする。ただし、診断の結果、当該猫が既に手術済みと判明した場合、麻酔・診断等に要した費用は、補助の対象経費とはならない。

(補助金額)

第6条 前条の経費に対する補助金額は、1匹につき次に掲げる金額を上限とする。ただし、手術費用の金額が上限額を下回る場合は、当該手術費用の金額とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき、10,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき、10,000円

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 地域猫活動計画書（様式第6号）（地域猫活動推進事業のみ）

(交付決定)

第8条 知事は、補助事業者から前条に定める申請書の提出があり、当該申請に係る書類の審査等を行ったうえで適正と認められる場合、すみやかに補助金の交付決定を行うものとする。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。ただし、補助金額を減額する場合の内容の変更の場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定により、補助事業者は、事業完了後、実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第 5 号）

(2) 不妊・去勢手術を実施したことを示す領収書の写し

(3) 当該猫の手術前の写真

(4) 当該猫の手術後の写真（耳先カット部分が見えるもの）

(5) 地域猫活動報告書（様式第 7 号）（地域猫活動推進事業のみ）

(6) 餌場・トイレの設置場所の図面及び写真（地域猫活動推進事業のみ）

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して 1 月を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。